

令和3年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年2月5日（金） 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦
 事務局次長 西村 眞徳
 事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 1件

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (所有権移転) 5件

議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
 (利用権貸借) 53件

議案第 9 号	農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1 件
議案第 10 号	空き家に付属した農地の指定について	1 件
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	3 件
追加議案第 11 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 12 号	営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について	2 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 3 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・第 3 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 2 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

 本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

 それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

 (大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思えます。こちらで指名してよろしいでしょうか。

 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「16 番、大和 眞二委員」、「17 番、河野和弘委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 6 号番号 1 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「209 m²」、外 4

筆、計「2,552 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」及び「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の3名です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「露天駐車場用地」、転用理由、「〇〇〇〇への移転に伴い、〇〇〇〇の交流人口増加を見据えた住民及び従業員向けの駐車場を整備したい」とのことです。

参考資料の1ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の隣接地で、〇〇〇〇から概ね500メートル以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、市街地化が見込まれる区域内にある農地に該当するため、「第二種農地」となります。この第二種農地の転用は同通知により、申請地周辺に他に適地がないとみられる場合、許可をすることができることから、本案件は、特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の2ページから4ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 6番 この土地は、住宅街の中にある農地なので、なかなか農地としては荒れているとのこと、〇〇〇〇の交流や人口の増加が見込まれるということで、広い駐車場が欲しいということでした。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利

用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程致します。
番号 2、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 7 号について説明します。
番号 2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,600 m²」、外 4 筆、計「5,487 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「24.4 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
〇〇〇〇の経営面積は約「24 a」ですが、この度借り受ける農地を合わせると、約「79 a」となり、下限面積である 70 a を超えるため問題はありません。
以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

〇〇〇〇で親子で〇〇〇〇君と〇〇〇〇さんという親が一緒になって、〇〇〇〇、これで〇〇〇〇くらいなので、大丈夫かという話もしたんですが、「大丈夫です」ということで、そういう熱心な、で、この 2 人に関して〇〇〇〇との関係は、遠い親戚になるということで、売買をするということです。
以上です。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

(異議なく承認)
それでは承認することと致します。

議長

続きまして、番号 3 から 4、まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 3 と 4 を一括して説明します。
番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,918

m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「306.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 4、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「131 m²」、外 1 筆、計「174 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「155.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 まず 3 番について説明させていただきます。

売り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を退職なされて、少々ですが、みかん作りを行っています。買い手の「〇〇〇〇」君は現在、〇〇〇〇の〇〇〇〇をやっておられて、この土地に関しては、10 年前から賃貸借で〇〇〇〇君が石地温州を植えて、10 年がんばっております。10 年の契約が切れて、モノラックも壊れかけになって、新しくしたいということで、この際、売買していただけないものかということで、この価格での売買が成立いたしました。

続きまして 4 番ですが、売り手が「〇〇〇〇」さん、買い手が「〇〇〇〇」さん。これも賃貸借の契約が切れ、〇〇〇〇さんも農地もない状態で〇〇〇〇さんが売ってくれないかということで喜んで売りますということで、この価格での売買となりました。

よろしく願います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 5、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「116 m²」、外 2 筆、計「2,001 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地 197 a を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇歳。「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳です。3 筆ありますが、上 2 つの〇〇〇〇と〇〇〇〇は、去年から 1 年契約をしまして、賃貸借で借りていました。1 年後には売買するという約束のもと、賃貸借していたんですけど、3 つ目の〇〇〇〇は、「〇〇〇〇」さんが自分で作っていたんですけど、去年のみかん採りのときにちょっと山でこけて、救急車で運ばれまして、ちょうど畑が隣になりまして、「〇〇〇〇」さんがそのまま残りのみかんを収穫・出荷したということで、もう〇〇〇〇さんはそのままみかんを作れない、もうやめますということで、そのまま 3 筆を〇〇〇〇さんに売買をするということに決まりました。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、番号 6、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 6、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「463 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「188.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

12番 「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳なんですけど、父親が 2 年前に亡くなりまして、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で勤めています。それで、父親が亡くなって「〇〇〇〇」さんがずっと耕作していたんですが、買っていただけないかということで、話がまとまりました。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、しっかりした方なので大丈夫だと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きますして、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。
番号 1 から 2 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 8 号、番号 1 から 2 まで、一括して説明致します。
番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,196 m²」、外 2 筆、計「3,908 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「234.4a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「993 m²」、外 2 筆、計「1,702 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「25.5a」、期間「5年2ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は約「25a」ですが、〇〇〇〇にて「97a」を耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず「〇〇〇〇」さん、農家を辞めるということなので、「〇〇〇〇」さん、まだ若いんですけど、やる気まんまんの方なので、問題ないと思います。

そして、「〇〇〇〇」さんは腰を痛めて、そういう事情で「〇〇〇〇」さんが山を作りたいということで、2人で話をして、うまく話がまとまった経緯があります。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 3 から 11 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 3 から 11 まで、一括して説明致します。

番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「452 m²」、外 2 筆、計「3,063 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「180.4a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 4、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,286 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「180.4a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 5、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「827 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「121.1a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 6、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,490 m²」、外 14 筆、計「19,859 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0a」ですが、この度借り受ける農地が約「198a」あるため、下限面積に問題はありません。

番号 7、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「695 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「172.9a」、期間「1年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 8、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「862 m²」、外 1 筆、計「2,355 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「256.6a」、期間「5年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 9、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「999 m²」、外 1 筆、計「1,315 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「256.6a」、期間「5年」。

番号 10、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「256 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「256.6a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号11、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,109 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「31.9a」、期間「5年」。

「〇〇〇〇」の経営面積は「31.9a」となっていますが、この度借り受ける農地を合わせると、約「52a」となるため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

8番 それでは3番から説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇在住。この方は農家をされとったお父さんの息子さんになります。現在は〇〇〇〇であり、仕事をされています。現在、〇〇〇〇はお母様1人で生活されている状態です。「〇〇〇〇」さん、この方は〇〇〇〇の方なのですが、〇〇〇〇に来て、〇〇〇〇で農業をしたいと。現在、〇〇〇〇の樹園地を借り受けた状態でどんどん山を増やしている状況です。お父さんと一緒に農家をされている状況で、借りた農地をどんどん良くなるのを周りのみんなが見ていて、あの子やったら貸してもいいという周りの評判がたって、どんどん借りれる状態になっております。

続きまして4番、「〇〇〇〇」さん。この方は〇〇〇〇で農業をされておる方なのですが、年齢は〇〇〇〇歳過ぎたところです。少しずつ農地を減らしていきたいと思っていたところ、近所に「〇〇〇〇」君が農地を借りたので、あたらないかと話をしたら、あたるということで、借り受けることとなりました。

続きまして5番、「〇〇〇〇」さん。この方は高齢の方で、農作業はされておりません。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇で〇〇〇〇歳ばかり百姓をされている方です。その方に貸したいということで、まともりました。

続きまして6番、「〇〇〇〇」さん。この方は〇〇〇〇もされた大変優秀な農家の方なのですが、高齢でなんとか農地を誰かに譲りたいと考えていたところ、「〇〇〇〇」君、この方はIターンで〇〇〇〇か

ら来られているんですけど、2年間、西宇和で〇〇〇〇に来て農業をしたいということで、農地を回りながら2年間研修した後、農地を探していたんですが、ちょうど「〇〇〇〇」さんの目にとまって、まじめな子だったら、家で1年間研修したら、家の農業経営の面積すべてを君に渡してもかまわんということで、1年間「〇〇〇〇」さんと一緒に農業をされて、今年収穫が終わった後に15筆になるんですが、19,859㎡の農地を借り受ける形で、あっせん会議を通しました。以上です。

9番

それでは7番から11番までは私の方で説明させていただきます。

まず7番、「〇〇〇〇」さん、買い手が「〇〇〇〇」さん。これは1年間ですが、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇在住で、今まで「〇〇〇〇」さんという方があたっていたんですが、もうここは作ることができないということで、探していたところ、「〇〇〇〇」さんが、とりあえず1年間やってみましょうかということで成立しました。

続きまして8番、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇在住で、みかん作りはしてないんですが、親戚になります「〇〇〇〇」君、これはお父さんが「〇〇〇〇」さんといって、今までも賃貸借でやられていたんですが、名義が「〇〇〇〇」さんになるといってここの8番に載っておられます。

続きまして9番、「〇〇〇〇」さん。この園地も「〇〇〇〇」君があたることになったんですが、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇歳だと思われませんが、「〇〇〇〇」さんは、おじいちゃんにあたりまして、「〇〇〇〇」君もめいっばいなんです、おじいちゃんの頼みを断れずこういう形で使用貸借になっています。

続きまして10番、これも「〇〇〇〇」君なんですが、「〇〇〇〇」さんの園地、これは隣接しておりまして、少ない面積なんですが、やってくれということでこういう形になっております。

続きまして11番、「〇〇〇〇」さんは農業としては経営されていないんですが、「〇〇〇〇」さん、これも使用貸借でお父さん「〇〇〇〇」さんのときから、作られておりまして、名義が変わるということで「〇〇〇〇」さんの名前で、使用貸借ということになりました。

以上です。よろしくお願ひ致します。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 12 から 14 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 12 から 14 まで、一括して説明致します。
番号 12、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「882 m²」、外 1 筆、計「1,091 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「154.3a」、期間「3 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 13、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「360 m²」、外 2 筆、計「1,308 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「165a」、期間「3 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
番号 14、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「308 m²」、外 1 筆、計「584 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「175.8a」、期間「3 年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10 番 12 番の「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」君。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、「〇〇〇〇」君が〇〇〇〇歳です。元々「〇〇〇〇」さんの畑を 2 年前に〇〇〇〇で亡くなられた「〇〇〇〇」さんが小作していた畑です。亡くなられて、急遽「〇〇〇〇」君が帰ってくるということで、ちょっと畑を増やしたいということで作っておられました。今回、更新時期が来たということで、「〇〇〇〇」君と契約を結んだと

ということです。

次に13番の「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」君ですけど、元々「〇〇〇〇」さんの畑を「〇〇〇〇」さんがずっと小作していたのですが、「〇〇〇〇」君のお父さんが、昨年亡くなられてまして、今回息子さんの「〇〇〇〇」君の名前で契約をしたという案件でございます。

次に14番の「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん。これもずっと前から「〇〇〇〇」君が小作をしていた畑ですけど、以前はお父さんの名前で契約されていたということで、今回は息子さんの「〇〇〇〇」君の名前で再契約をするという案件です。

以上でございます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号15から53まで、再設定の案件となっております。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号15から53までは再設定及び再設定扱いの案件となっております。
番号15、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,133㎡」、外6筆、計「3,187㎡」。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「96.7a」、期間「10年」、賃借料「〇〇〇〇」。
以降の説明は省略します。
以上です。

議 長 　　再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 　　番号15から53まで、承認することにご意見、ご質問ございませ

んか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第9号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」
番号1、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第9号、番号1について説明します。
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の除外申し出に対してであります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積 「130 m²」です。

農用地区域の除外申し出に至る理由は、「申請者は〇〇〇〇を営んでおり、自社倉庫が手狭となったため、新たな倉庫を建設する予定であるが、道路との高低差があり、進入路が必要となった。そのため、隣接地である申請地を譲り受けて、進入路を整備したい」とのことです。

参考資料の5ページ、見取図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しています。

資料の6ページから7ページに、土地利用計画図及び立面図を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

6番 こちらの奥さんとは子供からよく知っているのですが、今でもダンプに乗ってばりばり仕事をされるすごい活発な方です。倉庫が手狭になったのと、大型車のダンプなどを安全にというところで、今のところではなくて、新たに倉庫を建設したいという申請がありました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第10号「空き家に付属した農地の指定について」番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 このたび、空き家担当部署から空き家に付属した農地指定申請書が提出されました。

八幡浜市では、平成30年8月より、別段面積の見直しを行い、空き家に付属した農地に限り、1アールから取得可能となっています。

それでは、議案第10号、番号1について説明します。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請地、「〇〇〇〇」、地目「田」、面積「464㎡」です。

空き家に付属した農地の指定としては、指定する。

理由としては、適用条件を満たすためであります。

参考資料の8ページから11ページに、農地利用状況等調査表、位置図、地番図及び、市のホームページを添付しております。

手続の流れ、適用条件につきましては記載のとおりです。

申請者の〇〇〇〇さんは、手続の流れのとおり、所有する住宅を八幡浜市空き家バンクに登録し、空き家に付属した農地指定申請書を農業委員会に提出しております。

本日の総会におきましては、申請地が適用条件を満たす農地であるかどうかの判断をして頂きたいと思っております。

説明は、以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

19番 この度、〇〇〇〇さんから、空き家に付属した農地について、1月22日に事務局と共に現地調査を実施しております。その結果を報告

致したいと思います。

対象地の農地は、〇〇〇〇地区の農地で、定期的に除草作業はしています。農作物が栽培されていない低利用の遊休農地の状態となっております。

また、樹園地としての利用も可能であり、また家庭菜園としての利用にも適した農地ではないかと思われます。

よって、農地の現地調査を行った総合意見としては、「対象地は農作物が栽培されていない低利用の遊休農地となっている。遊休農地解消のため、総会において空き家に付属した農地として指定すべき農地である」と考えますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」
事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは報告第1号について説明します。
番号1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「993㎡」外2筆、計「1,702㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議長 　　報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」
番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 11 号番号 2 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「241 m²」、所有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、
「〇〇〇〇」です。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在、家族〇〇〇〇の借家住まいであるが、子供の成長に伴い荷物も増え手狭となったため、申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。
追加議案の参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置した場所となります。この土地は、概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域にあることから、農地区分は「第一種農地」となり、転用は原則許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「集落に接続して住宅を設置するため」に該当することから、当案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。ただ、この土地につきましては、譲渡人が自宅近くの駐車スペースに不便を感じていたため、〇〇〇〇頃に、申請地の一部を駐車場に造成しており、違反転用となっていたことと、3,000 m²以下の優良農地に該当するため、詳細については、事前に農地部会において審議しております。本会議においてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の 26 日に予定されている県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後、県に進達する運びとなります。
参考資料 2 ページから 4 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 今回の「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子でありまして、譲受人の「〇〇〇〇」さん、夫と〇〇〇〇の子供で仮住まいをしており、子供の成長に伴い、荷物も増え手狭となったことから、父の土地を譲り受け、夫名義の家を建築する。譲渡人が娘夫婦の住宅建築に対

して無償で土地を提供する。今回の申請地を娘の住宅地にするために、行政書士さをお願いしたところ、農地法違反であることが指摘されましたが、一部違反転用の状態で申請地を農地に復旧するには、莫大な費用と労力をかけることが困難であることから、申請地を現状のままです許可申請をお願いしますとのことです。

よろしくをお願いします。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4番 それでは農地部会を開催致しまして、今の案件を審議致しました。ただいま事務局より地元委員から説明がありました、そのままではございますが、やはり昔の土地を譲り受けるときに、初めて違反であったということが分かるような時代がやってきました。やはり、共働きをしている若いご夫婦がそこに住みたいというものならば、本当に育って行っていただきたいと思しますので、農地部会と致しましては、これを承認しようということになりましたので、ご報告致します。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 12 号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告に対する意見について」

番号 1 から 2 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 12 号、番号 1 と 2 を一括して説明します。

番号 1、農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「6,139 m²の内 0.35 m²」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

この案件につきましては、3 年間の一時転用ということで、平成 25 年の許可後、平成 28 年に 1 回目の更新を行い、令和元年 7 月の 2 回

目の更新では、10年間の一時転用ということで許可されております。

転用条件として営農型発電設備の農作物の状況報告が課せられており、毎年2月がその報告時期になっております。今年度につきましては転用事業者から1月22日付けにて状況報告があり、1月28日に現地調査、本日総会前に農地部会を行っております。

では、当委員会の意見案を申し上げます。

「下段のデコポンは、間もなく収穫を迎える予定である。状況は良好である。自家消費の八朔は、例年並みの収量である。昨年から収穫している清見タンゴールは、状況は良好であるが、木を大きくするため2年から3年は半分の収量となる。デコポンの結実状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等である。宮川早生は、例年通りの収量及び品質である。

以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考えらるる」。

参考資料5ページから9ページに状況報告書及び位置図等を掲載しております。ご確認ください。

続きまして番号2について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「1,737㎡の内1.48㎡」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

この案件につきましても、3年間の一時転用ということで、平成30年6月に転用許可をされており、農作物の状況報告が課せられております。転用事業者から1月20日付けにて農作物の状況報告があり、先ほどの案件と同様に、1月28日に現地調査を行っております。

この案件は、平成30年6月に転用許可されましたが、当初予定されていた施工業者が、7月の西日本豪雨災害の復興工事にかり出されたために工事着手が1年程遅れました。

その後、営農型発電設備は令和元年6月30日に完成しましたが、乾燥する夏場の時期にサカキを植栽すると、日中に水を与えても水分が蒸発し、枯れてしまうおそれがあるため、3月から7月の最適な安全な時期に定植する必要がありました。昨年の5月に転用事業者からの代理人からサカキの定植が終わった旨の報告があり、転用事業者代理人立会いのもと、当時の農地部会長さんと副部会長さんとで現地確認を行った結果、転用許可申請どおりにサカキ600本が植栽されておりました。

サカキは植栽してから、収穫までに5年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要があります。今回の現地調査では、サカキ600

本のうち、10 数本が枯れかかっていたましたが、全体的に生育は良好であります。枯れかかっているサカキについては、今後植え替えるとのことです。

以上の点を考慮し、当委員会の意見案を申し上げます。

「植栽してから収穫までに5年かかることから、毎年の生育状況を見ていく必要がある。植栽1年目のサカキ600本のうち、10数本が枯れかかっているが、全体的に生育は良好である。枯れかかっているサカキについては、今後植え替えることから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないとする」。

参考資料10ページから13ページに状況報告書及び位置図等を掲載しております。ご確認ください。

以上です。

議長 農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をお願いします。

4番 それでは報告致します。1番2番に対し、今回新たに新しく副部長になられたお二人と事務局と供に、現地を視察して参りました。それでは、そのとき初めて見ていただきましたその現地の、見ていただいたその感覚を副部長さんにふっていきます。

それでは1番をよろしく申し上げます。

1番 まじめに作られていて、何も問題ないという感想でございます。以上です。

4番 それでは2番、〇〇〇〇にありますはじめて見られたと思います、サカキが植えてありました。どうぞ、その現地確認の報告をお願いします。

17番 私は〇〇〇〇出身なんですけど、〇〇〇〇で小学校の近くにセメントの上にパネルがあるのは見たことがありますけど、最初見たときびっくりしました。おじいさんが綺麗に除草作業をされておりました。それでエスロンの中に、僕が質問したわけではないんですが、サカキの肥料のやり方をエスロンの中にやるんですかとお聞きしたら、おじいさんがエスロンの中じゃなしに、周りに根がやけるからやるんだと教えていただきました。

引き続き、この案件についても申し上げます。

4番 ありがとうございます。ただいま、初めて見ていただきました営農型のこの作付けということで、今後ともこの部会では、現地確認をしながら、見守っていこうということで承認いただきましたので、ご報告致します。
 以上です。

議 長 番号1番、2番の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)
議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

 (協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時30分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年2月5日

会 長 大 本 定 一

議事録署名人 大 和 眞 二

議事録署名人 河 野 和 弘